

安全保障理事会決議 1817 (2008)

2008年6月11日、安全保障理事会第5907回会合にて採択

安全保障理事会は

アフガニスタンに関する安保理の従前の諸決議、とりわけ安保理決議 1659 (2006)、1776 (2007) および 1806 (2008) ならびに 2003年6月17日の安保理議長声明 (S/PRST/2003/7) を想起し、安保理決議 1267 (1999) および 1735 (2006) を想起し、国際連合憲章を含む国際法に従ってテロリズムと戦うための国際的な取り組みに対する安保理の支援をくり返し表明し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全および国家の統一に対する強い支持を再確認し、

国を再建し、持続可能な平和および立憲的な民主主義の基礎を強化し、また国際社会における正当な地位を引き受けるようなアフガニスタン政府および国民に対する安保理の継続的支援を再確認し

国際的な治安、テロリズムと越境組織犯罪、資金洗浄、違法薬物および違法武器の取引との間に存在する関係に懸念をもって留意し、またこの点に関して、この深刻な課題に対する世界的な対応を強化するために、国家的、準国家的、地域的および国際的水準に基づく取り組みの調整を強化する必要性を強調し、

アフガニスタンにおける治安状況、とりわけタリバーン、アル・カーイダ、違法武装集団、犯罪者および麻薬取引に関与する者による継続的違反およびテロ活動、ならびに違法薬物取引とテロリズムとの関係について安保理の懸念をくり返し表明し、アフガニスタン政府に対して、国際治安支援部隊および不朽の自由作戦連合を含む国際社会の支援を得て、それぞれに発展させるものとして指定された責任に従って、タリバーン、アル・カーイダ、違法武装集団、犯罪者および麻薬取引に関与した者により与えられるアフガニスタンの安全と安定に対する脅威に対処し続けることを要請し、

麻薬との戦いにおけるアフガニスタン政府の現行の取り組みを歓迎し、活動禁止を含むアフガニスタンにおける違法薬物の生産の地域に対する影響を表明する近隣諸国の努力をまた歓迎し、また、国際的および地域的機構に対し、麻薬および前駆物質の違法取引に対する戦いにおける役割を高めることを奨励し、麻薬取引者に対する戦いにおけるアフガニスタンおよびその近隣諸国の治安部隊の構成員の犠牲に敬意を払い、

アフガニスタン、近隣国、取引ルートにある国、薬物の目的地となる国および前駆物質を生産する国からの麻薬の違法な生産および取引ならびにそれらの国々への化学的前駆物質に対する戦いへの安保理の支援をくり返し表明し、国境管理協力を含む薬物の流れを抑制するための対薬物統制を強化するためのこれらの諸国間の増加する協力を奨励し、パリ条約イニシアティブ、2006年6月にモスクワで開催された第二回閣僚会議の成果およびパリ条約イニシアティブの枠組内で2007年10月にカブールで開催された会議への安保理の支援を表明し、モスクワ会議の成果に従い関連する国際的な関係者の支援を得て、犯罪活動、汚職および薬物やその前駆物質の違法取引の洗浄と戦うため、加盟国が措置を講じる必要性を強調し、

麻薬産業は除去されるとの目的で、麻薬の生産および取引における持続的かつ目覚ましい削減の達成は、アフガニスタンの国家薬物統制戦略と同様に、アフガニスタン政府と国際社会との間の提携の枠組を規定する2006年にロンドンで採択された「アフガニスタン・コンパクト」による分野横断的に優先される事柄として確認されてきたことを想起し、

アフガニスタンの薬物問題に対する包括的な対処の重要性、それが効果的になるには、治安、統治、

法の支配および人権ならびに経済社会開発の三つの分野において実行された取り組みの広範な情況に統合されるべきであることを強調し、代替的な生計計画の開発が、アフガニスタンにおける麻薬対策の取り組みの成功における重要な鍵であることを強調し、また、アフガニスタンにおける違法栽培の除去の持続性に貢献するために世界的な薬物の需要を削減するためになされるべき集中的な取り組みをくり返し表明し、

高水準の阿片の栽培、生産および取引に関連した、ヘロインの生産に必要な化学的前駆物質、とりわけ無水酢酸、また塩酸およびアセトン、のアフガニスタンへのおよびアフガニスタン内での違法使用のための、違法な密輸の増加に最大限の懸念を表明し、また、アフガニスタンで生産される阿片の大半は今、同国内で処理されていることに留意し、

国家が、なかんづく、前駆物質の転用を根絶または大きく削減するための期日として、2008年に設置することを加盟国が決定した、国連総会第20回特別会期で採択された政治宣言を想起し、世界的な薬物問題に対する行動は、国際連合憲章および国際法の目的と原則に完全に一致した、統合されたかつ均衡のとれた方法を要求している共通かつ共有の責任であることを認識し

国際的な薬物統制問題に関する国際連合システム内の中心的政策決定および調整機関としての経済社会理事会の麻薬委員会の役割を認識し、麻薬委員会の第52回会期の高官級の会議の間に討議されるべき中心議題の一つとして前駆物質統制の問題を検討する意図を歓迎し、

国際連合薬物統制条約および前駆物質の国際的統制の履行における独立した条約機関としての、国際麻薬統制委員会（INCB）が演じる主導的役割と職務権限を認識し、

違法薬物との戦いにおける、特に技術的支援の提供による、加盟国を支援する国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）が演じる中心的役割を強調し、

1. とりわけ化学的前駆物質の転用を含む、高水準の阿片の栽培、生産および取引に最大限の懸念を表明し、アフガニスタンに加えて同地域および国際的な安全、発展並びに統治、および国際的な取り組みの成功に対する深刻な害の原因であることを再び強調する。
2. 全ての加盟国に対し、化学的前駆物質、特に無水酢酸に限らない、の国際的取引の監視を強化することを含むアフガニスタンにおける薬物の違法な生産と取引に対抗するための国際的および地域的な協力を増加すること、および、アフガニスタンにおける違法使用のために適法な国際取引の物質の転用を図ることを防止することを、求める。
3. 全ての加盟国、とりわけ化学的前駆物質の生産国、アフガニスタン、近隣国および取引経路にあたる全ての国に対し、適法な国際取引から化学的前駆物質を転用する犯罪組織により利用される抜け道を除去するために、特に、1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引防止に関する国際連合条約第12条の条項を完全に遵守することにより、INCBとの協力を増大することを招請する。
4. 輸出国に対し、1988年条約の条項に従い、輸入国からの要請に基づく関連する化学的前駆物質の全ての輸出の系統的な記録を確実にすることを促し、輸入国に対し、そのような輸出の系統的な記録を要請することを奨励し、さらにまだそうしていない政府に対し輸出前記録（PEN Online）の交換のためのオンラインシステムの登録や利用をすることを促す。
5. 麻薬の違法取引と戦うことを目的とした多数国間条約、とくに1972年3月25日の議定書により修正された1961年の麻薬に関する国際連合単一条約、および1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の批准または加盟を考慮することを、そうしていない国に対し求め、当事国に対しては、完全な履行を求め、これらの条約の全ての加盟国に対し、それを全面的に履行することの重要性を強調し、本決議のいずれもこれらの条約に関連した新しい義務を当事国に課していな

いことを強調する。

6. 完全な除去という目的から麻薬の生産および取引における持続的かつ十分な削減を達成するためのアフガニスタンの公約および取り組みに対する安保理の継続的支援を表明し、また、アフガニスタン国家薬物統制戦略への安保理の支援を表明し、アフガニスタン政府に対し、国際社会の支援を得て、2008年2月に東京で開催されたアフガニスタン共同調整モニタリングボード（JCMB）の第7回会合において議論されたように、その履行を加速することを求め、同戦略で指定された優先される事項への国際支援を求める。
7. 全ての加盟国、とりわけ化学的前駆物質の生産国、アフガニスタン、近隣国および取引経路にあたる全ての国に対し、まだそれをしていない当事国は、関連する国際条約の要請に従った適切な国内法制度を採択すること、および、(i) 化学的前駆物質の最終目的地を監視する目的で、化学的前駆物質の製造および貿易の規制ならびに監視、また(ii)アフガニスタンおよび同知己における前駆物質の検出および廃棄ならびに国境管理の強化を含む、前駆物質の転用に対する特別執行活動の分野における国家の能力を強化することを求める。
8. 国際社会に対し、第7項に言及された分野における国家の能力構築において、アフガニスタンおよび妥当かつ要請に応じた、隣国に対し、UNODCへの自発的拠出を含む、財政的かつ技術的援助を提供することを招請し、化学的前駆物質の検知、検査、貯蔵、輸送および廃棄のような職務を効果的に扱うことができるよう、国境警察および税関職員を含む法執行機関の訓練と装備の重要性をとりわけ強調し、アフガニスタンおよび隣国がそのような支援を十分に利用することを奨励する。
9. アフガニスタンで生産された麻薬の取引により深刻な影響をうける国家間の麻薬対策協力および協調を促進することを目的とするパリ条約イニシアティブ、UNODCと協力して2006年6月にモスクワで組織された第二回閣僚会議の成果文書(S/2006/598)、および、Project Cohesionのような、その他の国際的および/または地域的関連イニシアティブへの安保理の支援をくり返し表明し、パリ条約のパートナーに対し、国際的および地域的なイニシアティブをさらに促進することを求める。
10. UNODCおよびProject Cohesion 特殊任務班の指導の下で、アフガニスタンにおけるヘロインの製造に用いられる前駆物質に狙いを定めた取引防止を目標とした地域的意思疎通、専門知識および訓練(TARCET)イニシアティブの実施を歓迎し、パリ条約のパートナーに対し、その成功裏の履行を成し遂げることを期待して緊密に協力することを促す。
11. 前駆物質へのアクセスおよび前駆物質の転用を防止する重要な役割を有する産業を合法化する必要性を認識し、全ての加盟国、とりわけ生産国、アフガニスタンおよびその隣国に対し、前駆物質の転用を防止するための民間部門との提携を発展させることを奨励する。
12. 2008年6月12日にパリで開催されるアフガニスタン支援の国際会議の成果に期待し、同会議参加国に対し、アフガニスタン国家開発計画および国家薬物統制戦略における麻薬対策活動の強化に関する議論の幅広い枠組において、違法使用のための化学的前駆物質の転用の問題に対処するための方法に関する確固たる提案をなす事を奨励する。
13. 加盟国に対し、決議1735(2006)の関連条項に全面的な効力を与えるために、アフガニスタンで生産される麻薬およびその前駆物質の違法栽培、生産ならびに取引から生じる収益を用いて、アル・カーイダ、ウサマ・ビン・ラディンおよびタリバーン、ならびに彼らに関連するその他の個人、集団、企業および組織の行為または活動に資金提供もしくは支援することに参加している個人または団体の名前を統合一覧表に載せるために、決議1267(1999)に従って設立された委員会に提出することを奨励する。

14. 事務総長に対し、アフガニスタン情勢に関する安全保障理事会および国連総会への定期報告に、必要に応じて、UNODC および INCB と詳細に協議して、薬物の生産および取引に対する戦いに関する、特にアフガニスタンに対するおよびアフガニスタン内における化学的前駆物質の違法取引の問題に関する、見解および勧告を含むことを要請する。
15. 麻薬委員会に対し、その職務権限に従って、アフガニスタンに対するおよびアフガニスタン内における化学的前駆物質の転用ならびに密輸を防止するため地域的および国際的協力を強化する方法を検討し、また加盟国に対し前駆物質および取引に取り組むための能力開発でアフガニスタン政府をさらに支援することを招請する。
16. この問題に引き続き取り組むことを決定する。